

道水路境界調査測量作業特記仕様書

平成 2 1 年 2 月 制定
令和 4 年 4 月 改定

横浜市環境創造局

目 次

第 1 章 総 則	
第 1 節 通 則	1
第 2 節 測量実施の準備	2
第 2 章 調査作業	
第 1 節 資料調査	3
第 2 節 現地調査	3
第 3 章 境界確定作業	
第 1 節 境界明示	5
第 2 節 境界復元	5
第 3 節 境界立会	5
第 4 節 境界標埋設	5
第 4 章 多角測量	
第 1 節 多角測量	9
第 2 節 公共基準点（関係多角点含む）使用の規定及び制限	9
第 3 節 その他の基準点使用の規定及び制限	12
第 5 章 境界点確定測量	15
第 6 章 境界調査図作成	17
第 7 章 測量成果の適用区分	20
第 8 章 成果品	21

第1章 総 則

第1節 通 則

第1条 目 的

- 1 この仕様書は、下水道工事に伴う測量委託において、道水路等の境界調査を行う場合に適用する。

第2条 作業の種類

この仕様書による作業は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 調査作業
 - (1) 資料調査
 - (2) 現地調査
- 2 境界確定作業
 - (1) 境界明示
 - (2) 境界復元
 - (3) 境界立会
 - (4) 境界標埋設
- 3 多角測量
- 4 境界点確定測量
- 5 境界調査図作成

第3条 作業の実施

受託者は、それぞれの作業の内容に応じてこの仕様書に従い、本市監督員（以下「監督員」と言う）の指示監督のもとに実施すること。

第4条 作業の確認

受託者は、第1章第2条に掲げる作業において、監督員の承諾を得なければ、後続の作業を行ってはならない。また、契約事項に入っていないものでも、作業の性質上、当然必要な事項及び法令または慣例によって履行しなければならない事項は、監督員の指示により受託者の負担で処理すること。

第5条 諸法規の遵守

- 1 受託者は、作業の実施にあたり、必要な諸法規を遵守し、作業の円滑な推進を図らなければならない。ただし、諸法規の運用、適用は受託者の負担と責任において行うこと。
- 2 作業の実施にあたり、他人の土地への立ち入りもしくは、農作物、工作物等の伐採、除去等を行う必要があるときは、事前に関係地権者等の承諾を受けてから行うこと。
- 3 他人の土地、建物等に立ち入る場合は、不要な言葉を慎み、不安、悪感情を与えないように注意すること。

第6条 疑 義

受託者は、本作業の仕様書及び設計書ならびに作業方法に疑義を生じたときは、監督員に報告し指示を受けること。

第7条 変更及び中止

本市において必要と認めたときは、作業の変更又は中止をすることがある。

第8条 秘密の保持

- 1 受託者は、作業上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 この作業で得た成果等は、全て本市の所有とし、本市の承諾なしに第三者に公表、貸与してはならない。
- 3 この作業で得た成果等は、当該作業以外に使用してはならない。

第2節 測量実施の準備

第9条 測量成果及び点の記の謄写

受託者は、必要な三角点、基準点の測量成果及び点の記を謄写し、厳密に読み合わせて点検する。

第10条 測量器械の点検等

- 1 受託者は、あらかじめ測量に用いる測量器械の点検等を行い、その性能に支障がないよう調整しておかなければならない。
- 2 計画機関が指定した器械の検定は、作業着手前に信頼のおける第三者機関に依頼して行うこと。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

第11条 作業記簿等の様式

観測手簿、観測記簿及び計算簿等の作業記録並びに測量成果は、本市で定めた標準様式を原則とする。ただし、事前に監督員の承諾を得た様式により作成することができる。

第12条 点 検

受託者は、各工程作業の中間及び終了時において測量器具の点検を行うこと。

第13条 観測手簿の記録等

- 1 観測手簿は、原則として黒または青インクを用いて記載すること。また、事前に監督員の承諾を得た様式もこれに準ずる。ただし、雨天の際は鉛筆を用いることができる。
- 2 観測手簿に記載する測定値は、現地で直接観測した値とする。
- 3 観測手簿の点検は、まず手簿者又は観測者が行い、その検符は鉛筆を用いること。次に、点検者（主任技術者が行うこと）が行い、その検符は赤インクを用いること。
- 4 数字を消す場合は、横線又は斜線を引き、元の字体が分かるようにしておく。

第2章 調査作業

第1節 資料調査

第14条 資料調査

受託者は、作業を行うにあたって事前に必要な資料を調査し、監督員の指示に従って使用する資料を調整しておくこと。

第15条 調査する資料

調査調整する資料は、次の各号とする。

- 1 境界復元するとき資料となる図面（関係測量資料も含む）
 - (1) 境界調査図及び境界標履歴表・履歴表番号図
 - (2) 水路台帳図
 - (3) 道路台帳平面図（区域線図）
 - (4) 地籍調査図
 - (5) 確定図（区画整理図、土地改良図等）
 - (6) 認定改廃図
- 2 境界明示するとき参考となる図面
 - (1) 公図
 - (2) 地積測量図
 - (3) 土地宝典
 - (4) 道路台帳平面図
 - (5) 市道認定路線図
 - (6) 無代下付台帳
 - (7) 旧道路台帳図、耕地整理図
- 3 公共基準点関連成果
- 4 その他

第2節 現地調査

第16条 現地調査

受託者は、関係資料に基づいて、次の各号に掲げる調査を行うこと。

- 1 公共基準点（関係多角点を含む）の調査
- 2 境界標の調査

第17条 基準点の調査

調査した成果をもとに、使用する基準点の滅失、移動等の有無を調査すること。

第18条 境界標の調査

- 1 境界標が見当たらないときは、現地に図面記載距離に基づいて仮復元点を設置し、その周辺（直

径50cm、深さ60cmを標準とする)を調査掘削すること。なお、掘削に当たっては一般市民へ十分な配慮をし、そのときの状況に応じて適宜行うこと。

- 2 掘削跡は、発生土により埋め戻しを行い、仮復旧を行って交通の障害又は一般市民への危険防止に努めること。

第3章 境界確定作業

第1節 境界明示

第19条 資料の調整

受託者は、第2章第15条第2項に掲げる資料を調査収集の上監督員に報告し、使用する資料の調整を行うこと。

第20条 現地表示

監督員の指示があった場合は、調整された資料と現地の状況に基づいて仮杭を設置すること。

第2節 境界復元

第21条 要 旨

境界復元作業は、第2章第15条第1項に掲げる資料に基づき、現地において、滅失あるいは移動している境界標の復元を行う作業をいう。

第22条 復元方法

原則的な復元方法は、関係する周囲の既存境界標からの距離法により行うものとするが、これによりがたい場合は、次の各号に掲げる復元方法により行うこと。

- 1 移動していない既存境界標の座標値に基づいて滅失あるいは移動している境界標の復元を行う。
- 2 既設の多角点又は新設された多角点により行う。ただし、多角点の新設方法は、「第4章 多角測量」によること。

第23条 復元点の確認

復元点が道路現況と著しく異なる場合は、立会いを実施する前に監督員と調整すること。

第24条 仮杭設置

仮杭（木杭及び鋸等）を民地内又は施設等に設置する場合は、あらかじめ占用者又は施設の所有者に了解を得て設置すること。

第3節 境界立会

第25条 境界立会

- 1 受託者は、監督員の指示があった場合、あらかじめ指定する日時に現場において、監督員の監督のもとに測量及び杭打ち等立会業務に従事すること。
- 2 立会いに従事する者は、専任従事者1名を含めて計2名とする。

第4節 境界標埋設

第26条 引照点の設置

受託者は、境界標の埋設に先立って少なくとも3方向から引照点を取り、境界点の方向及び距離により関連をつけること。ただし、監督員の承諾を得た場合にはこの限りではない。

第27条 埋設方法

境界標の埋設は、次の各号に掲げるところにより行うこと。

- 1 原則として、石標を埋設するものとするが、埋設不可能の場合は本市規格の鋳物杭を設置すること。なお、鋳物杭設置不可能の場合は本市規格のプレート又は鉄鋌を打設するが、鉄鋌も打設不可能な場合は、「十字の刻み」表示とする。ただし、構造物に表示するときは、必ず占有者の了解を得てから行うこと。
- 2 石標は、「界」の面を道路側に向けて埋設するものとする。なお、道路が交差する箇所においては、「界」を幅員の狭い側に向けて埋設すること。（図-1）
- 3 コンクリート石標、鋳物杭は受託者負担とし、プレート、鉄鋌は支給材とする。また、不要になった仮杭、境界標等は必ず持ち帰り、本市の境界標については土木事務所に返納すること。
- 4 現場において、破損している石標、石標以外の境界標又は資料図において「図上表示」となっているものも、可能な限り規格の石標等を埋設すること。
- 5 石標の頭部は、赤ペイントを塗布すること。
なお、鉄鋌及び刻みの場合は、周囲を赤ペイントで丸く囲むこと。
- 6 境界標が10cm以上埋没している場合は、上乘せ又はふかせ上げ等により交通の障害にならない限り頭部を路面より15cm出し、その他は路面と平らになるようにすること。（図-1）
- 7 地盤が軟弱な箇所の埋設については、石標を十分固定する処置をとること。
- 8 埋設作業に際し、交通の障害と危険防止に留意すること。
- 9 境界標設置・撤去
境界標設置・撤去は次の条件で行うこと。

(1) 作業概要

ア 設置の場合

引照点設置、舗装版切断、舗装版取壊し、掘削、境界標設置、埋戻し、舗装復旧、点検

イ 撤去の場合

舗装版切断、舗装版取壊し、掘削、境界標撤去、埋戻し、舗装復旧

(2) 設置条件

未舗装部分とは、未舗装の道路又は地山等

アスファルト部分とは、アスファルト舗装（Ast=5cm程度）の道路等

コンクリート部分とは、コンクリート舗装の道路又はコンクリート構造物

(3) 作業詳細

ア コンクリート石標設置（12cm×12cm×90cm）

（ア）未舗装部分…根巻基礎なし・埋戻しは発生土・深さ75～90cm埋設

イ コンクリート石標設置（12cm×12cm×60cm）

（ア）未舗装部分…根巻基礎なし・埋戻しは発生土・深さ50～60cm埋設

（イ）アスファルト部分…根巻基礎なし・埋戻しは、路盤下は発生土埋戻し・路盤部分は現地

路盤材埋戻し・舗装部分の復旧はコンクリートモルタル復旧5cm程度・深さ60cm埋設

(ウ) コンクリート部分…根巻基礎なし・埋戻しは、路盤下は発生土埋戻し・路盤部分は現地路盤材埋戻し・復旧はコンクリートモルタル復旧・深さ50～60cm埋設

ウ 鋳物境界標設置

(ア) アスファルト部分…根巻基礎なし・路盤部分は現地路盤材埋戻し・舗装部分の復旧はコンクリート復旧5cm程度・深さ30cm埋設

(イ) コンクリート部分…根巻基礎なし・埋戻しは、路盤下は発生土埋戻し・路盤部分は現地路盤材埋戻し・復旧はモルタル復旧・深さ25～30cm埋設

エ プレート境界標 (50mm×50mm×60mm)

(ア) コンクリート構造物埋込…コンクリートカッター、コンクリート構造物はつり、ドリル削孔、接着材注入、プレート裏面に接着材塗布固定、モルタル復旧1.5cm程度)

(イ) コンクリート構造物の上…ドリル削孔、接着材注入、プレート裏面に接着材塗布固定

オ 境界鋳設置

(ア) コンクリート部分…ドリル削孔、接着材注入、固定

カ コンクリート石標撤去 (12cm×12cm×90cm)

(ア) 未舗装部分…根巻基礎なし・埋戻しは発生土・既製品のコンクリート石標をすべて撤去する。

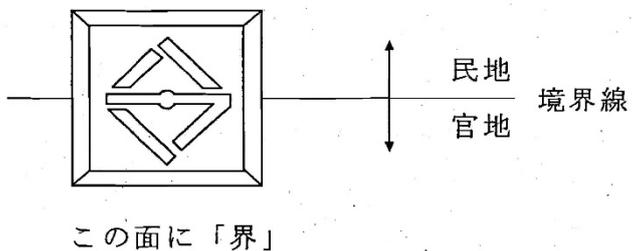
(イ) アスファルト部分…根巻基礎なし・路盤下は発生土埋戻し・路盤部分は現地路盤材埋戻し・舗装部分の復旧はコンクリート復旧5cm程度・既製品のコンクリート石標をすべて撤去する。

キ 鋳物境界標撤去

(ア) アスファルト部分…路盤下は発生土埋戻し・路盤部分は現地路盤材埋戻し・舗装部分の復旧はコンクリート復旧5cm程度・既製品の鋳物境界標をすべて撤去する。

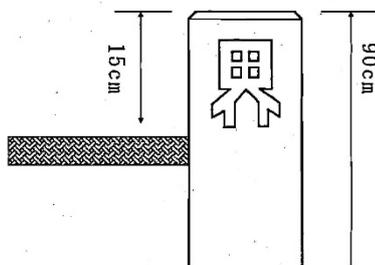
図-1 境界石標埋設基準

1 使用例 (スタンダード型)

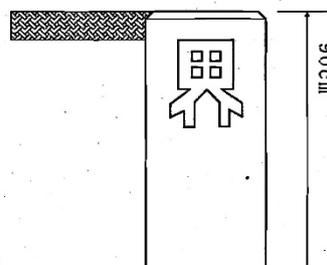


2 埋設例

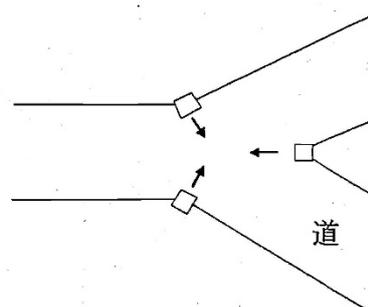
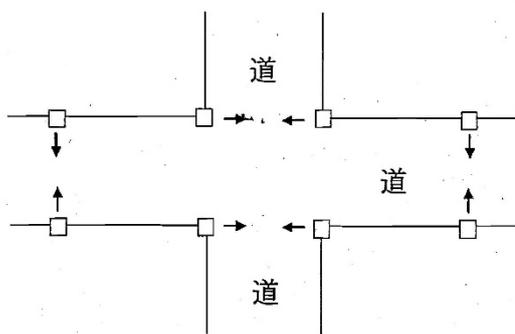
車両、歩行者及び構築物等に支障のない場合



支障のある場合



3 境界石標埋設方向基準



第4章 多角測量

第1節 多角測量

第28条 基準とする点

- 1 受託者は、横浜市公共基準点及び次に掲げる関係多角点を既知点として行う。
 - (1) 道路局道路調査課設置の一級・二級多角点
 - (2) 道路移管等により道路局道路調査課の規定に基づき設置された多角点
 - (3) 境界調査により設置された多角点（既知点が一級多角点以上のものとする）
 - (4) 道路局道路調査課の規定に基づき設置された多角点

なお、おおむね100m以内に基準点が設置されていない場合、第2項に掲げる基準点既知点を使うことができる。

- 2 その他使用できる基準点
任意の多角点

第29条 作業の種類

多角測量は、次の各号に掲げる作業を行うこと。

- 1 計画
- 2 選点
- 3 標識の設置
- 4 観測
- 5 計算

第2節 公共基準点（関係多角点を含む）使用の規定及び制限

第30条 使用する器械

- 1 使用する主要器具は、次の表に定める性能以上で、測量機器の検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受けたものを使用すること。

区分	1、2級多角測量
光波測距儀	$\pm 5 \text{ mm} \pm D/20 \text{ 万}$
トランシット	2級以上
レベル	40" / 2mm
鋼巻尺	定数の明らかなもの または1級

※D：測定距離（Km）

- 2 セオドライトと測距儀が一体となったトータルステーションの使用については、第1項に準じた性能があること。

第31条 計 画

作業機関は、地図上で作業地域の概要を調査し配点計画を行うこと。

第32条 選 点

- 1 多角点は、測量地域内になるべく均等に配置するとともに、標識の保全と後続作業に便利な点を考慮して、最も良好な多角点網が構成できるように選点すること。
- 2 多角点には、等級別の一連番号を付する。
- 3 多角点を設置する際は、原則として明示板（緑色）を設置すること。

第33条 多角点の等級及び密度

多角点の密度は、次により行うこと。

- 1 1級多角路線は、公共基準点から出発して他の公共基準点に結合すること。
- 2 2級多角路線は、公共基準点又は前項で設置した多角点から出発し、これらの点に結合すること。

区 分	1 級多角測量	2 級多角測量
既知点	2 点以上	同 左
標準点間距離	50～200m	25～100m
標準路線長	500m	200m
1 路線の辺数	7 辺以下	1 0 辺以下

第34条 観 測

距離の測定及び水平角並びに鉛直角の観測は、各種の誤差をできるだけ少なくするよう細心の注意を払い、次の各号に定めるところにより実施するものとする。

- 1 水平角観測は、方向観測法とし、対回数及び制限は以下のとおりとする。

区 分	1 級多角測量	2 級多角測量
対回数	2	2
観測差	2 0 "	4 0 "
倍角差	3 0 "	6 0 "
目 盛	0°、9 0°	0°、9 0°

- 2 鉛直角の観測は、望遠鏡正及び反の位置で行い、それぞれ1視準1読定の1対回観測とする。

区 分	1 級多角測量	2 級多角測量
対 回 数	1	1
高度常数差	3 0 "	6 0 "

- 3 測距儀及びセオドライトの器械高と反射鏡高及び目標高は原則として一致させる。
- 4 光波測距儀による距離測定の設定数と較差の制限等は、次の各号に掲げるところにより行うこと。

- (1) セット数 2セット（2読定を1セット）
- (2) セット内の較差 10mm以内

(3) セット間の較差 20 mm以内

(4) 測定条件

ア 距離計算方式の1セット観測時間は、20分以内とする。

イ 距離直読方式の各セットの測定間隔は、5分以上とする。

ただし、自動記録装置付の観測器（トータルステーション等）を使用する場合はこのかぎりではない。

ウ 高度角（ α ）が大きく、かつ短い距離の測定で光波測距儀を使用する場合は、反射鏡中心が測定中心と一致しないことによる偏心量（ $h \cdot \sin \alpha$ ）が比較的大きくなることがあるので、この補正をおろそかにしてはならない。

5 鋼巻尺による距離測定のセット数と較差等は、次の各号に掲げるところにより行うこと。

(1) セット数：（2読定の較差3 mm以内）

(2) 往復較差：1/10,000以内。ただし、25 m以下は2 mm以内とする。

(3) 測定条件等

舗装道路又はコンクリート構造物表面上等において、強い直射日光のもとでの測定を行ってはならない。

第35条 計算

計算とは、観測値等を用い新点の測量成果を得るために行う各種手簿上の計算から平均計算に至る全ての諸計算をいう。

第36条 計算の単位、諸補正等

1 新点の座標値、標高及びこれらに関連する諸要素の計算は、観測値を用いて次表に掲げる位まで算出すること。

なお、縮尺係数は使用する既知点の中数とする。

座標値（X、Y）	標高（H）	角の値	距離の値
mm位	cm位	1"位	mm位

2 距離の測定値には、次の補正を行う。

(1) 定数補正

(2) 温度補正（鋼巻尺による測定値）

(3) 気象補正（光波測距儀による測定値）

(4) 傾斜補正

(5) 投影補正

(6) 平面直角座標面上への補正（ $S \times s / S$ ）

ただし、 S は楕円体面上の長さ、 s は平面直角座標面上の長さ。

3 多角測量計算を行う際の与点方向角の値は、横浜市公共基準点等の成果表の値を使用すること。

第37条 標準精度

1、2級多角の標準精度は次のとおりとする。

なお、単路線以外の多角については、既知点から既知点までの開放にて点検を行い、標準精度と比較

すること。

区 分	1級多角測量	2級多角測量
方向角の閉合差	$10'' + 10'' \sqrt{\alpha}$	$15'' + 15'' \sqrt{\alpha}$
座標の出会い差	$3\text{ cm} + 3\text{ cm} \sqrt{s}$ かつ1/10,000	$3\text{ cm} + 3\text{ cm} \sqrt{s}$ かつ1/5,000

※ α : 夾角数、 s : 距離 (Km)

ただし、監督員の承諾を得たものはこの限りではない。

第3節 その他の基準点使用の規定及び制限

第38条 使用する器械

第4章第30条に準ずる。

第39条 計 画

第4章第31条に準ずる。

第40条 選 点

第4章第32条に準ずる。

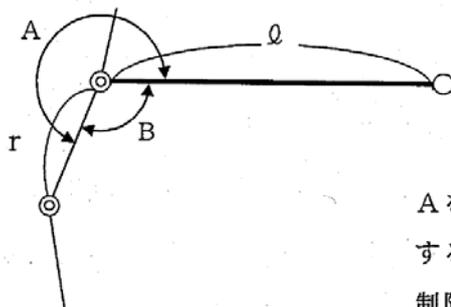
第41条 多角網

1 原則として2点以上の既知点を使用し、結合もしくは閉合多角網とする。なお、これによりがたい場合は開放多角網とすることができる。

また、標準点間距離は30～100mとする。

2 開放多角（オープン）を設置する場合の注意

境界調査対象箇所（行き止まり道路）により、また、既知点の配点状況等により、やむを得ず開放多角（オープン）を採用する場合は、原則として1点の設置にとどめ、次に示す点検を行うこと。



◎ ——— 既設基準点等
○ ——— 新設多角点

Aを観測すると共に、Bについても観測を実施する。 $A + B - 360^\circ \leq \pm 20''$ を点検基準とし、制限内であればAの観測角をそのまま採用する。また、 $Q \leq r$ とし、やむを得ない場合でも $Q < 1.5r$ とする。

第42条 観測

1 距離の測定及び水平角並びに鉛直角の観測は、各種の誤差をできるだけ少なくするよう細心の注意をはらい、次の各号に定めるところにより実施するものとする。

なお、致心作業は入念に行わなければならない。

- (1) 距離測定において、50m未満の測定は、できるだけ鋼巻尺により測定すること。
- (2) 水平観測は、方向観測法とする。
- (3) 水平観測において所定の対回数の観測を行う場合は、対回ごとに水平目盛を所定の位置に変えなければならない。

なお、観測の良否の点検は倍角差又は観測差により行う。

- (4) 鉛直角の観測は、望遠鏡正又は反の位置で行い、1視準1読定の1対回観測を行うこと。

2 鋼巻尺による距離測定のセット数と較差等は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) セット数 1セット（2読定の較差5mm）
- (2) 往復較差 距離の1/3,000以上
- (3) 測定条件

舗装道路又はコンクリート構造物表面上等において、強い直射日光のもとでの測定を行ってはならない。

3 角観測の対回数及び制限等は、次の各号に掲げるところにより行うこと。

- (1) 水平角

対回数	観測差	倍角差	目盛
2	40"	60"	0°、90°

- (2) 鉛直角

対回数	高度常数差
2	60°

第43条 計算

第4章第35条に準ずる。

第44条 計算の単位、諸補正等

1 新点の座標値に関する諸要素の計算は、観測値を用いて次表に掲げる値まで算出すること。

座標値	角の値	距離の値
mm位	1"位	mm位

2 距離の測定値には、次の補正を行う。

- (1) 定数補正
- (2) 温度補正（鋼巻尺による測定値）
- (3) 傾斜補正

3 観測方向角には、方向の補正を行う。

4 計算は原則として記載要領等に従って行い、計算過程において誤算が生じない方法により行うこ

と。

第45条 計算値の制限

制限は次のとおりとする。

方向角の閉合差	座標の出会差
$15'' + 15'' \sqrt{\alpha}$	$3\text{ cm} + 3\text{ cm} \sqrt{\alpha}$ かつ $1/5,000$

ただし、 α は狭角数、Sは距離 (k m)

第5章 境界点確定測量

第46条 要 旨

境界点確定測量とは、設置された境界点の位置を測定しその座標値を求める作業をいう。

第47条 使用する器械

使用する主な器械は、次のとおりとする。

- 1 2級セオドライト以上
- 2 光波測距儀 $\pm 5 \text{ mm} \pm D/200,000$
- 3 鋼巻尺（1級）
- 4 自動記録装置付の観測器（トータルステーション等）を使用する場合は、事前に打出例を提出し監督員の承諾を得ること。

第48条 作業内容

境界点確定測量は、次の各号に掲げる作業を行うものとする。

- 1 境界点観測及び計算
- 2 点検測量

第49条 観測及び計算

- 1 境界点の位置の決定は、原則として2級多角点以上の既知点に基づき、放射法により直接測定すること。ただし、やむを得ない場合は、監督員の承認を得てから既知点の次数を一次下げても行うことができる。
- 2 座標値は、観測した距離と角度により求めること。
- 3 観測の方法及び制限等は、次表に定めるところにより実施すること。距離測定は、1視準2測定を1セットとする。

種別	測定量	測定値較差	補正項目、その他
測距儀による測距	1セット	5mm以内	気象、傾斜、器械定数
鋼巻尺による測距	片道2回読	5mm以内	温度、傾斜、尺定数
水平角	0.5対回以上	1対回以上の場合の較差40"以内	零方向は、境界点までの距離よりも長いこと。
鉛直角	0.5対回以上	1対回以上の場合の較差60"以内	

第50条 点検測量

境界点座標の誤差又は誤算を防止するために境界点間の実測を行い、精度管理表を作成して計算距離と照合すること。その制限は、次に掲げるものとする。

なお、計算値は1/10mm位を切捨てし、mm止めとする。

距 離	計算値と実測値の較差
3 m未満	1 c m 以内
3 ~ 2 5 m未満	2 c m 以内
2 5 m以上	3 c m 以内

第 6 章 境界調査図作成

第51条 製 図

受託者は、本市支給のマイラーを使用し、別表 1 の凡例に従い正確、かつ丁寧に行うこと。
なお、境界調査図の作成及び様式は監督員と協議すること。

第52条 表 示

境界調査図上には、次の各号に掲げる事項を表示すること。

- 1 道路、水路、青地の区別
- 2 公図に基づく地番
- 3 占用物件（別表 2 の凡例に従い記載すること。なお、道水路内に存在する場合朱線とする。）
- 4 復元資料名
- 5 現地境界票の座標値
- 6 その他の記載内容については監督員と協議すること。

第53条 精 度

境界点のプロット誤差は図上 0. 2 mm 以内とし、図上の縮尺は 1/500 とする。

別表 1

境界調査図凡例

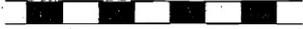
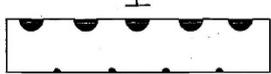
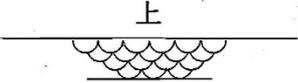
		既設境界石標・既設鋳物杭又は既設プレート	
		新設境界石標・新設鋳物杭又は新設プレート	
		移 設 境 界 石 標	
		プ ラ ス チ ッ ク 杭 ・ 民 間 石 標	
		鉄 鋌 ・ 記 号 (新 設)	
			鉄 鋌 ・ 記 号 (既 設)
		図 上 表 示 記 号	
		多 角 点 及 び 点 名	
		5 号 線 (0 . 2 5) 道 水 路 境 界 線	
		2 号 線 (0 . 1 0) 道 水 路 幅 員 線	
		2 号 線 (0 . 1 0) そ の 他	
		円 の 大 き さ 外 径 2 mm 内 径 1 mm	
		円 の 大 き さ 外 径 2 mm	

※注 1 鉄道、国土交通省、県、公園等の石標表示は民間石標と同様とし、「鉄道」、「国交」、「県」、「公園」等を付すること。

※注 2 既設石標に石標を上乗せするときは、「上乘」を付すること。

別表 2

境界調査図占用物件凡例

No	区分	名称	記号
1	建物	家屋（車庫含む）	
2	構囲	ブロック	
		板、トタン塀	道水路側 
		有刺鉄線等	
		生垣	
3	被覆	コンクリート擁壁	上 
		石積	上 
4	目標物	門	
5	道路等	階段	上 

※ 道水路内に存在する占用物件は朱線表示とすること。

第 7 章 測量成果の適用区分

第54条 距離の較差及び採用距離

距離の較差及び採用距離は、次表によるものとする。

種 別	資料図距離	較 差		採用距離	
		資料図と 現地距離	現地距離と数 値距離	資料図距 離	数値 距離
復元	境界調査図	10m	3cm	第5章 第50条の 較差とする	○
	道路台帳平面図				
	水路台帳図				
	区画整理確定図				
	土地改良確定図				
	認定改廃図				
地籍図（数値）	10m	5cm			
	以上	以内			
	地籍図（平板）	※注			○
明示	境界明示図作成				○

※注1 平板法により作成された地籍図は、スケールで距離を読み取るので、作図誤差20cm程度を資料図と現地距離との較差とする。

※注2 資料図による復元の場合で較差範囲を越える場合は、係員に報告し指示を受けること。

※注3 採用距離は、mm位を四捨五入しcmまでとする。

ただし、地籍図数値距離を資料距離とする場合は、環境創造局地籍調査課所管の面積計算簿に記載されている距離を採用し、幅員、斜距離については数値計算距離のmm位四捨五入しcm位とする。

第 8 章 成果品

第55条 成果等

- 1 計測の成果として、次の各号に掲げる図書を提出すること。

正 本	A	1 多角点計算書	一 式
		2 多角点網図	一 部
		3 境界点座標リスト及び境界点計算書	一 式
		4 境界点番号図	一 部
		5 境界点間距離精度管理表	一 式
		6 境界調査図（写図）	一 式
	B	7 多角点観測手簿	一 式
		8 境界点観測手簿	一 部
		9 辺長打ち出し表	一 部
		10 境界調査実施距離報告書	一 部
	C	11 境界調査図（原図マイラー）	一 部
副 本	1 案内図	一 部	
	2 多角点計算書	一 部	
	3 多角点網図	一 部	
	4 境界点座標リスト及び境界点計算書	一 部	
	5 境界点番号図	一 部	
	6 境界点調査図（写図）	一 部	

※ 境界点番号図には境界調査図に記載されている座標値の開きを記入すること。

- 2 正本（A・B）及び副本については、それぞれA 4ファイルに綴りこむこと。また、正本（原図マイラー）は別納とする。
- 3 手簿等については、本市で定めた標準様式又は事前に監督員の承諾を得た様式により作成すること。